

仕 様 書

1 業務名

令和6年度女性活躍応援企業の育成事業委託業務

2 目的

大分県の女性活躍推進宣言企業は、332社（令和5年度時点）であり、これまで県ホームページで周知するなど女性活躍推進宣言を募集してきたが、県内の事業者全体には取組が浸透していない。これまで宣言が比較的少ない中小企業や小規模事業者を中心に宣言企業を増やすことにより、企業等における女性の活躍を推進することを目的とする。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年2月28日まで

4 委託業務内容

（1）女性活躍推進宣言企業の新規開拓

- ・民間企業のアイデアやノウハウ等を活用し、企業に直接訪問し、女性活躍推進宣言をしてもらうことで企業の意識改革につなげる。（制度については別添を参照）
- ・新規女性活躍推進宣言企業を50社開拓することを目標に、営業活動を実施すること。
- ・現在宣言している業界に偏らず宣言企業が少ない業界からの開拓をすること。

業界	件数	割合
建設業	105件	32%
製造業	57件	17%
サービス業	44件	14%
医療福祉業	37件	11%
卸小売業	34件	10%
金融保険	14件	4%
宿泊飲食業	10件	3%
運輸郵便	8件	2%
その他	8件	2%
教育学習支援	6件	2%
不動産物品賃貸	6件	2%
情報通信	3件	1%

※令和5年度末時点

(2) チラシの作成

- ・ 制度内容や宣言方法を記載したチラシのデザインを作成し、印刷すること。
- ・ チラシはA4用紙、両面カラー、コート90K以上とすること。
- ・ PDFデータでも納品し、データでの周知にも使用できるようにすること。

(3) 本業務のターゲット等の設定

- ・ 本業務におけるターゲットは県内の事業者とする。
- ・ 本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記に示すとおりとする。

行動変容	<ul style="list-style-type: none">・ 女性活躍推進やダイバーシティ経営が企業にもたらすメリットを理解する・ 女性が働きやすい職場づくり・環境整備・制度の導入・採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組目標を宣言することで、企業の女性活躍推進に向けた取組の契機とする
------	---

(4) 目標の設定

- ・ 本業務の目標項目、目標値は以下のとおりであるが、本業務の目的を達成するうえで、より最適な目標項目等があれば提案すること。

(目標項目等)

目標項目	新規女性活躍推進宣言企業数
目標値	50社

- ・ 目標達成の進捗については、事前に計画書を作成すること。作成にあたっては、進捗に遅れが生じた場合の対策も含めて記載する。
- ・ 目標達成の進捗については、定期的に報告すること。報告の頻度については、事業者と県とで協議の上決定する。
- ・ 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。
- ・ 目標を達成するために行った取組についても、実績報告書での報告をすること。

5 成果物

以下のものを納品すること

(1) 成果品等

- ① 営業活動を実施した事業所数及び新規女性活躍推進宣言企業の状況等を取りまとめた実績報告書（任意様式）
- ② チラシ 3,000部
- ③ 電子データ CD-ROM 1枚

(2) 納品場所

大分県消費生活・男女共同参画プラザ

(3) 納品期限

- ①令和7年2月28日(金)
- ②令和6年9月30日(月)
- ③令和6年9月30日(月)

6 その他運営に関する一切

業務の遂行に関しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告する。

7 著作権

本業務に基づく成果物に関する著作権及び使用権は、すべて県に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または、使用してはならない。また、本業務に使用する映像、イラスト、写真その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等に負担と責任は全て受託者が負うこと

8 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられている業務をいうものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

(5) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定すること。